10E

2011年12月7日 ホテル・オークラ「曙の間」文化芸術振興基本法制定10周年記念シンポジウム

● 講演録

文化芸術振興基本法10周年記念シンポジウム【講演録】

文化芸術振興基本法10年を検証し、これからの文化芸術政策を展望する

日時: 2011年12月7日(水) (18:00~19:30)

会場: ホテル・オークラ「曙の間」

主催者挨拶: 野村 萬(文化芸術推進フォーラム議長)

来 賓 挨 拶: 中川正春(文部科学大臣)

進 行: 簗瀬 進(音楽議員連盟事務局長)

シンポジウム

司 会: 鈴木 貫(音楽議員連盟幹事長·参議院議員)

パネリスト: 中野實成(音楽議員連盟会長·衆議院議員)

塩谷 立(音楽議員連盟副会長·衆議院議員)

斉藤鉄夫(音楽議員連盟副会長·衆議院議員)

市田忠義(音楽議員連盟副会長·参議院議員)

服部良一(音楽議員連盟副会長·衆議院議員)

簗瀬:ただ今より超党派音楽議員連盟、そして 文化芸術推進フォーラムの共同主催によります、 文化芸術振興基本法10周年記念のシンポジウム 「文化芸術振興基本法10年を検証し、これから の文化芸術政策を展望する」を開催させていた だきます。私は今回進行を仰せつかっておりま す、音楽議員連盟事務局長の簗瀬進でございま す。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は大変多くの方にお運びいただき、ありがとうございます。文化芸術振興基本法、皆さんの資料の中にこの基本法の全文が入っていますので、どうかご確認をいただければと思います。この振興基本法、法律第148号の施行日は、平成13年の12月7日公布です。本日から遡ること10年前にこの基本法が成立をし、公布されたわけです。まさにその記念すべき本日に、この基本法の今後をしっかりと展望しながら、この国の文化政策をもう一回みんなで検証して、さらにパワーアップさせていかなければならない。そんな思いでこのシンポジウムを開催させていただきました。会場の入り口には10年間の歴史を振り返るパネルが展示されております。どうぞご覧になっていただければと思います。

十年ひと昔といわれておりますけれども、本日ご参加されている各方面、文化に携わる様々な皆さんが結集していただいているわけですが、10年間で特にコンピューターのもたらす新しい世界の状況というものが、もう大変画期的、あるいは革命的に変わってまいりました。iPodが発売されたのが、ちょうど10年前の同じ12月でした。このようなデジタル音楽プレーヤーの普及にも象徴されておりますように、文化を取り巻く環境も大変変わってまいりました。よくコンピューターの話をするときに光と影という話がございますが、良い面と悪い面もあるかなと思っております。今日は、そんな様々なテーマ

をしっかりと皆さんとともに考えさせていただく、よい機会とさせていただきたいと思っております。

超党派の音楽議員連盟は、国会議員の議員連盟の中では最も伝統があり、"音楽"と付いておりますけれども、音楽だけではありません。映画、舞台芸術、すべての文化を網羅する超党派の議員連盟です。その議連を代表する5名の国会議員に、この10年を踏まえて、これからの文化芸術政策のあり方や、文化芸術立国、まさに文化こそこの国の基本戦略としてしっかりと深めていかなければならない。そんな思いを込めて開催させていただきます。

それでは、シンポジウムに入る前に、主催者 よりご挨拶がございます。文化芸術推進フォー ラムを代表して、野村萬議長、どうぞよろしく お願いします。

野村:ご紹介いただきました、文化芸術推進フォーラムの議長をいたしております野村でございます。開会にあたりまして、主催者の一人として一言ご挨拶を申し上げます。本日は師走の誠にご多用のところを、かく大勢さまご参集をいただきまして誠にありがとうございます。また、文部科学大臣をはじめ、国会議員の先生方、ご列席誠にありがとうございます。心から



御礼を申し上げ ます。

私どもの長年 の悲願でありま した、この文化 芸術振興基本法 が、今もご紹介 がありました平 成13年12月7日 に成立・施行さ れまして、あっという間にはや10年の歳月が流れました。申し上げるまでもなく、基本法は文化芸術振興の背骨とも言うべき法律でございます。これに基づく数々の施策をしっかりと実現させることによって、初めて肉が付き、血が通うものになるわけでございます。10年を経ましたけれども、正直申し上げてまだまだ骨組の域を出ていないと、正直申し上げざるをえません。

私が生業にしております能楽の大成者の世阿弥が「初心忘るべからず」という言葉を残しております。ここで世阿弥の講義を申し上げるつもりは毛頭ございませんが、「初心忘るべからず」には3カ条の口伝があると説いており、この3つがとても大切であると言っております。その一つは「是非の初心忘るべからず」2番目が、「時々の初心忘るべからず」最後が「老後の初心忘るべからず」この3つでございます。まず「是非の初心忘るべからず」というのは、良く

「是非の初心忘るべからず」というのは、良くも悪くも修行を始めたときの己の拙い芸というものを、しっかりと把握していなければいかんぞ、ということでございます。2番目の「時々の初心」というのは、20歳代にも30代にも、40代にも、50代にも初心というのがあるぞ、ということでございます。

この基本法におきましても、私は成立時点の 未熟さというものをしっかりと認識しておく必 要があるのではなかろうか。そして今日この10 年たった新たな初心に立って、施策の不十分さ をしっかりと明らかにして、前へ前へと共に進 んでまいりたいと思っております。

本日は先生がたの多様なご議論をしっかりと 拝聴させていただきまして、私どもも10年目 の初心に立って粘り強く前進してまいりたいと、 かように思っております。何卒ご協力のほどよ ろしくお願い申し上げて、ご挨拶といたします。 ありがとうございました。 **簗瀬:**野村議長、ありがとうございました。まさに冒頭にふさわしい「是非」「時々」「老後」と、3つの初心を絶対に忘れるなと、大変素晴らしいご発言を頂きました。引き続き、来賓の中川正春文部科学大臣にご挨拶を賜ればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中川: こうした今のタイミングでもう一回原点に戻ろうじゃないかという、その基本法の10周年、このシンポジウムを開いていただいたということ、本当に感謝を申し上げたいと思います。

これから来年度の予算に向けて、私もねじり 鉢巻きで財務省相手に、何度か概算要求で組み 立てた施策というものを実現をしていきたいと、 そういう交渉をしていく佳境に入っております。 そんな中で、こうして皆さんお集まりをいただ いたということ。また音議連の議員の先生がた、 そしてフォーラムのメンバー皆さん、いつもそ ういう形で支えていただいて、ここに来ていた だいて、改めて心から感謝を申し上げたいとい うふうに思います。

せっかくの機会でありますので、施策と、それから予算の状況をお話させていただきたいと 思います。

基本方針というのは、私が副大臣を2年前にしておりましたときに検討に着手しまして、今年の2月には、第3次になりますが、文化芸術振興基本方針を閣議決定いたしました。基本方針の根拠というのが、10年前に超党派で枠組みを作成していただいて、文化芸術振興基本法として打ち立てたこの法律です。第3次基本方針では、文化芸術振興を国の政策の根幹に据えて、今こそ新たな文化芸術立国を目指していくのだ、ということを基本理念に掲げているということ。そして基本的な視点として、一つは成熟社会に



重点戦略を強力に進めているということになっております。

これを実現していく予算でありますが、先ほどの話のように頑張っていますが、極めて厳しい財政状況の中で、今年度については過去最高の1,031億円を計上しており、これは国家予算の0.11%です。先ほどの会長のお話のように、まだ本当に出発点だというのはここのところだと思うんですが、目標としては0.5%。これも非常に謙虚な訴えということになると思うんですけれども、この0.5%に向けてみんなで頑張っていきたいというふうに思います。63万筆に及ぶ国会請願署名を頂いたと。このことについてもしっかりと受け止めさせていただきたいというふうに思います。

来年度については、震災からの復旧・復興の中で、文化芸術の一層の振興を図っていくというのは、日本の元気をこの文化芸術からつくり出していき、その復旧・復興に関連する分野についても連携をさせて努力をしていくということだと思います。対前年度比で140億円、13.5%増の1,171億のうち、日本再生重点化措置139億円、復旧・復興対策103億円と、こういう思い切った要求を行っておりまして、国家戦略として文化芸術振興をすること、これは極めて大切だということを訴えていきながら、ぜひ現実のものにしていきたいというふうに思ってお

ります。

それからこのフォーラムでは、劇場法の議論 というのを積極的に行っていただくということ であります。第3次基本方針でも重点戦略の中で、 この劇場の法的基盤を整備していくことについ て、早急に具体的な検討を進めるということに なっています。こういうことを踏まえて、文化 庁に有識者による検討会を設けて、先月に広く 議論を集約した中間まとめ案を示していただい たので、しっかりこれも進めながらやっていき たいというふうに思います。

そのほか著作権法では、私的録音録画補償金制度であるとか、あるいは保護期間の延長、あるいは映画監督の著作権に関する問題、これについても今積極的に議論をしていただくということであります。様々な分野ではご意見がありますが、意見が固まれば動くということなんですが、それを一歩一歩皆さんと一緒に固めていくということ、これがすべてだと思っております。そんなつもりでしっかり今日の課題も検討させていただきながら頑張っていきますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。今日は充実したフォーラムになりますように。ありがとうございました。以上です。

簗瀬:中川文部科学大臣、ありがとうございました。大臣のお話の中に63万筆の署名が集まったということ。そして0.11%を0.5%に、という数字まで触れていただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ただ今よりシンポジウムに移りたいと思います。なお開会当初から、このシンポジウムの模様はユーストリームですべてネットに配信されており、注目なさっている皆さんと心を一つにしながら、この文化の大切さを互いに深めていけるような素晴らしいシンポジウム

になるように祈っている次第でございます。

それではパネリストの皆さん、檀上にお上が りいただきたいと思います。司会は民主党参議 院議員、そして音議連の幹事長の鈴木寛参議院 議員です。よろしくお願いします。

鈴木:シンポジウムに入る前に、会場にご参加をいただいております議員の皆さまがたをご紹介申し上げます。到着順でご紹介させていただきます。金森正衆議院議員、宮本岳志衆議院議員、川越孝洋衆議院議員でございます。そのほか、浅尾慶一郎衆議院議員の代理の方、田中慶秋衆議院議員の代理の方、岩屋毅衆議院議員の代理の方、特谷とし子参議院議員の代理の方にもお越しをいただいております。また順次駆けつけていただけると思いますので、またご紹介をさせていただきたいと思います。

それではその他の副会長の先生がたと、シンポジウム「基本法10年を検証し、これからの文化芸術政策を展望する」を始めてまいりたいと思います。今日のチラシを見ていただきますと、裏側にありますように、音楽議員連盟と文化芸術推進フォーラムの共同で3回にわたる、ミニ・シンポジウムをやらせていただきました。誠に様々な課題がこの10年の検証ということで必要になってきているわけでありますけれども、まずはこうしたフォーラム等々を受けて、そして今日のテーマに関連いたしまして、それぞれの副会長の先生がたからご発言を頂きたいと思い



ます。それ ではまずトッ といたしまり といたしま生して とうぞよろし くお願い 申 し上げます。

服部:社民党の衆議院議員の服部良一と申します。前は"服部良一"という名前をもって副会長をさせていただいているとご挨拶申し上げることがありましたが、いつまでもそれを言うとるわけにもいきません。私は今、外務委員会に所属しており、文科委員会ですと文化予算がどうなった、というようなことをストレートに聞くこともできるわけですけれども、外務委員会として一体何ができるかな、と思っていました。著作権の戦時加算というものがあるということを知り、じゃあということで、実は今朝の外務委員会で外務大臣に早速質問をさせていただきました。今日はその報告をさせていただきます。

この著作権の戦時加算については、ご存じの 方が多数だと思いますが、中には「それは何の ことやら」と思っておられる方もいらっしゃる かもしれませんので、私がした質問も含めて紹 介をさせていただきたいと思います。

著作権は死後一定の期間保護されていますが、第二次世界大戦当時は30年。でも日本はサンフランシスコ平和条約の第15条(c)に基づいて、戦前または戦中に取得された著作権の保護期間について、連合国のうち15カ国については10年程度を加算をすると。ですから30年であれば40年と。これはサンフランシスコ条約で、戦争中に日本が著作権を守れなかったという罰則規定みたいなものでしょうか、10年加算するということが決まっている。そして1970年の著作権法改正で、この保護期間が50年となったわけですけれども、その時点でも戦時加算は解消されずに、50年にプラス10年加算をして60年ということで今に至っているわけです。

文化庁にまず、現在著作権保護期間を70年にしようという検討をされていると聞いており

ますけれども、この際戦時加算の解消を図るべきではないか、文化庁の認識をお聞きしたいと、お尋ねしました。文化庁としては、この70年の延長問題、これは非常に重要な課題だと思っていると。それからこの戦時加算の問題。これについても重要な課題であるというふうに思っておると。ですから70年の延長問題と併せて、検討していきたいという趣旨の答弁でございました。

その後、外務省にお聞きしたのは、2007年 に民間の国際団体、著作権協会国際連合が日本 における戦時加算に関する決議をしまして、民 間ベースでは「もう日本に戦時加算を求めるの はやめよう」という合意がなされたわけですね。 しかし外務省は、あくまで重たいこのサンフラ ンシスコ条約を変えるというのは非常に難しい ということで、全然やる気がないというわけで す。ただ、このサンフランシスコ条約の中の14 条には、「連合国は……文学的および美術的著 作権を各国の一般的事情が許す限り日本国に 有利に取り扱う」という、15条とは別の規定と いうのがあるわけなんです。ですから今国際的 な、いわゆる民間の著作権協会国際連合が「日 本に戦時加算を課すのはもういいじゃないかし と言っているわけですから、これは15条を変え るというのは厳しいかもしれないけれども、こ のサンフランシスコ条約14条に基づいて、外務 省がやはりこれは2国間交渉を含めて、戦時加算 の解消に取り組むべきじゃないのか、というこ とをお聞きしましたけれども、まあ日本の外務 省ってだめですね。「何の問題も、サンフラン シスコ条約で決まっておりますのでごめん」と いう、本当にそっけない官僚の回答だったんで すね。

そこで最後に「玄葉大臣!」と。戦争中の著 作権の保護というものは、これは皆さんもおわ かりのように、敗戦国だから著作権を保護しなかったという問題じゃなくて、戦争という交戦状態にあるわけですから、戦勝国であっても、本当に著作権を保護したのかどうかわからない。これは戦勝国、敗戦国という問題じゃない。もう一つは、例えば敗戦国というならば、イタリアとか、ドイツもそういう政治加算があるかというと、世界広しといえども日本だけなんですね。戦時加算をされているのは。しかもすでに戦後66年もたっている。これを今まで放ったらかしにしていたのは、外務省の怠慢ではないのかと。大臣どうなんだ、ということを最後に



質問したわけです。実はまだ今日の話ですが上がでかったがっていませんので、ちょうはまたもと。 答弁はまたもとで、明日でもお渡

しできると思うんですけれども、外務大臣はこういう回答でした。問題意識は理解できますと。それから文化庁も重要だと言っておられますと。期間の延長が議論されている中で、将来的にどう扱っていくのか。こういう議論があるということはわかっていると。ですから、将来おそらく設置されるであろう審議会の議論を経て検討をしたいと。こういうことなんですね。ですから「検討したい」と言われたので、そうかと。「じゃあしっかり検討してください」ということで、私はそこで引き下がったわけなんですけれども、この議論がどこまでお役に立つのか、立ったのか、それはちょっとよくわかりません。

しかし、こういった戦時加算という著作権料 を我々がこの戦後66年たってもまだ払い続け ているという、おそらくこのことはあまり、私 もお恥ずかしい話、つい数日前に知って、早速 質問させていただいたわけですけれども、多く の方々がまだわかっていないし、何よりも一番 わかっているはずの外務省がそれをネグレク ト(無視)しているということは、本当に私は ちょっとやはり問題であると思います。私も質 問した以上は、今後のことも含めて、また皆さ んがたからも色々ご指導いただきながら、この 問題に取り組んでまいりたいということを申し 上げまして、とりあえず私からのご報告といい ますか、発言に代えさせていただきます。どう もありがとうございました。

鈴木: どうもありがとうございました。それでは市田忠義先生、お願いいたします。

市田:日本共産党の市田です。文化芸術推進フォーラムの皆さんが出されている要望は、整理してみると3つあると思うんです。1つは助成制度の充実と、文化予算の拡充。第2に私的録音録画補助金制度の抜本的な見直し。第3に映画の著作権の改正。私はこれはいずれも極めて切実な願いであり、わが党としてもこれまで政策の中に掲げて取り組みを強めてまいりました。

文化芸術振興基本法制定から、ちょうど10年がたちました。振興基本法は国民の文化的権利や専門家の地位向上と、国の責務を明らかにしたものです。それ以降、議論と要望が大変活発になりました。制定前後の数年間は、調べてみましたら、文化予算が1千億円を超えて、一定の前向きの変化が生まれました。助成の仕組みは一方で団体助成から事業ごとへの改悪もありましたが、他方赤字補てんという方式が大問題になって、改善が打ち出されました。しかし同時に、全体として効率最優先の新自由主義への流れが、率直に言って文化政策にも及んだと言っ

てもいで、というないはいいで、といいないが、はいいで、といいないがいがいで、はいいではいいでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、



ております。例えば日本芸術文化振興会や、国立美術館や博物館は独立行政法人化されて、予算が減らされ続けています。文化予算も2005年に増額が止まって、減額もしくは現状維持となっています。映画振興策などは事実上お蔵入りさせられています。

私がとりわけ重大だと思いますのは、芸術団体への助成金が大幅に減額になったことであります。あらためて調べてみて驚いたんですが、重点支援は2003年をピークに、2003年は79億2,400万円でした。それが今や半分、54%に減って、42億9,600万円と減り続けています。しかも昨年の事業仕分けで文化予算が削られました。来年度予算の概算要求でも重点支援は16%の減額要求になっています。その口実はすべて効率最優先ということでありました。これは昨年のシンポジウムでも共通の認識となりましたが、私はこれを抜本的に切り替える必要があるというふうに考えています。これが第1点目であります。

もう1つは、この10年で文化を取り巻く状況に 大きな変化がありました。デジタル化や、ネットワーク化で、音楽・映像の新たな利用が生ま れました。それ自身は歓迎されることだと思い ますが、問題はそのコンテンツの利用だけが強 調されて、つくり手の利益がないがしろにされ ていることだと思います。その例が私的録音録 画補償金制度の問題です。この10年間、目先の 利益だけが優先される流れが強まって、長い視野が必要とされる文化の創造、そのつくり手の利益が軽視されています。これは重大な問題です。つくり手が利益を主張できるように保障する。これは、つくり手の権利だと思います。政治が守る大事な仕事はここにあると考えています。映画監督の著作権も同様であります。映画のつくり手なのに権利がない。こうした事態を改めるのは当然だと思います。

現行著作権法の審議の際にも、私どもは、いわゆる著作権が製作会社に属するという29条の削除を求める修正案を出しましたが、改めてこの課題に取り組んで行きたいと思っています。文化行政と権利の後退で共通しているのは、芸術文化のつくり手と、担い手が、軽視されていることだと思います。国民の文化的な権利と、専門家の地位向上、こういう文化芸術振興基本法の一番大事な理念を、改めて高く掲げる必要があるのではないかと思います。

先日音楽家ユニオンの方と懇談する機会があ りました。そこでだされたことなのですが、新 国立劇場の合唱団員の契約打ち切り問題があり ました。これは4月に最高裁の画期的な判決が出 されました。ただ問題の根本にある、合唱団員 が1年契約で一方的にオーディションを強制され る、ということはまだ解決していません。音楽 家も労働者であるということは一応認めました。 合唱団という継続性が求められる集団の音楽 は、1年ごとの契約で、オーディションで、特に 労働組合員なんかを排除するというやり方では、 いい音楽、オペラはできない。指揮者の岡村喬 生さんが、その劇場の特徴を知りつくしている オーケストラと合唱団があってこそ、よいオペ ラ公演ができるとおっしゃっています。なるほ どなと思いました。私はあまり知らなかったん ですが、この劇場はこういう特徴を持っている

と。外国でもこの劇場はこういう特徴を持って、 それを知り尽くした合唱団やオーケストラがあ ることが、素晴らしいオペラの公演の条件にな るんだ、ということをおっしゃっていましたが、 国際音楽家連盟、FIMといいますけれども、ここ が新国立劇場を名指しにして批判する声明を出 しました。国際的には考えられない事態だと思 います。

最後に今、芸術団体の運営は大変困難を極めています。専門家の地位向上とか、芸団協の皆さんの調査を拝見しましたら、年収200万円未満、いわゆるワーキングプアが2005年から2010年の期間に30.3%から34%に増えて、全体の3分の1を超えています。私は今こそ国の文化予算を抜本的に見直して、とりわけ公的助成の縮減をやめて拡充する。つくり手の権利をもっと確立する。こうしたことを柱に皆さんとご一緒に力を合わせてこれからも頑張っていきたいと思います。

鈴木:ありがとうございました。それでは斉藤 先生、よろしくお願いいたします。

斉藤:公明党の斉藤鉄夫でございます。私は地方自治体の文化芸術振興条例について発言をさせていただきたいと思います。文化芸術振興基本法の第35条に、「地方公共団体が、(中略)その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」という項目がございます。この立法の趣旨は、各自治体で文化芸術振興基本条例をつくって、国の基本法と相まって地域で文化芸術施策を進めていく。そのためにまず振興条例をつくりましょう、というのが立法の趣旨でございます。

各政党に地方組織がございます。私どももこ

の基本法の制定を受けて、各地域でこの基本条 例をつくりましょう、ということを党として発 信をしました。その後、各政党のご努力もござ いまして、都道府県でいいますと、振興条例を 持っていたのは2県にすぎなかったのが、この基 本法ができた後、現在では合計24都道府県で制 定されております。東京とか、埼玉とか、大阪 とか、人口の多いところがみんなやっておりま すので、人口的にはたぶん半分以上をカバーす る地域がこの地方条例をつくったのではないか と思います。政令市は札幌、川崎、京都、大阪、 まだこの4つに限られ、地方の市町村では72と いうことです。いずれもこの基本法の成立を 受ける形で条例をつくったということで、一定 の役割を果たしたのかなと、思っておりますが、 しかしまだ都道府県で半分、また市町村につき ましては、大半のところがこの条例をつくって いないわけなので、今後政治の役割としてこれ を推進していかなければならない、と思ってい るところでございます。

私どもの党も基本法制定10周年ということで、 昨年新たな文化芸術振興ビジョンというものを 発表させていただきました。この中には色々な 項目を入れさせていただいたんですけれども、 大きな項目として、各自治体における文化芸術 振興条例の制定を推進する。そして地域の特色 を生かした文化芸術の振興を、産業振興、観光、 教育、福祉など幅広い視点から推進するよう提 案する。芸術というものはそれ自体が純粋に価 値あるものであって、こんな産業とか、観光と か入れるのは不純だ、という意見もありました。 しかし、地方自治体においてその地域の活性化 ということを、この文化芸術と相まって行うと いう意味で、こういうキーワードを入れておく ということは推進に役立つと、このように判断 し、予算を持ってくるということからも、このよ

うな書き方にさせていただいたところです。今後この各自治体での条例の制定、この条例を制定したことによって、例えば地域の文化会館の指定管理者制度を阻止することができたとか、色々具体的な事例も挙がってきておりますので、この運動を我々政治に携わる者としても進めていきたいと思っております。

それから違法ダウンロードの罰則導入について、今国会での議論を報告をしたいと思います。 平成21年度の法改正におきまして、著作権を侵害する音楽や映像を、その事実を知りながらダウンロードする行為は違法である。私的使用の



目てあうがた規まで違、律れ、が定せる法と改ま罰あでいてし則りし

た。従って、執行性がないということで、その 罰則規定を設ける、設けない、という議論をし てきたわけでございます。海外においては、ア メリカ、ドイツ、フランス等において、この違 法ダウンロードは罰則が付いております。罰 則を付ける、付けない、ということについては、 色々な議論がございまして、罰則を付けること に強力な反対意見もございました。ですが、や はり著作権、またそのクリエイティビティを守 ることが文化芸術の振興に資するということで、 罰則を付けようと、明日実は自民党と公明党で 共同して、この法案を衆議院に提出をすること になっております。ぜひ与党の民主党さんのお 力を借りて成立させたいと思っています。実は 反対意見の人も多いものですから、ある意味で 大変怖い。どんな反撃が来るのか、恐ろしい面

も実は正直言ってありますが、やはり先ほど申し上げました、著作権法を守っていくということが文化芸術を育てることになる。こういう基本的な認識のもとで、これは進めていきたいと思います。「あさって国会が閉会するというのに、あした出してどうなるんだ」こういう反論もあろうかと思いますが、当然これは継続審議。ここまで持ってくるのにちょっと時間がかかりました。継続審議ということで、来年明けまして通常国会でぜひ成立まで持って行きたいと思っております。

これに関連して、私的録音録画補償金制度の 抜本的な見直しにつきましても、この12月22日 に私的録画の補償金管理協会とメーカーとの間 の裁判、高裁判決が言い渡されるということに なっております。いわゆる著作権の問題につい ては、著作権者とメーカー, 著作権者と利用者 の間、これらの利益が相反するものでございま す。ついつい「その両者の間で調整してよ」と いうことになって、政治はどちらかというとそ こから離れようと。難しい問題に手を突っ込み たくないな、ということがあるんですけど、や はりこれからは、その政治の分野で積極的に踏 み込んでいかなければ解決がつかない問題も多 いのではないか。そのときに何を一番の価値基 準に置いてこれを進めるか。やはりそれは文化 芸術をつくりだす人を大切にして、結果として 文化芸術がその社会において振興される。そこ に立ち基準を置いて議論しなくてはいけないの ではないか。この著作権の問題についてもそう いう姿勢が必要なのではないかと、このように 思っております。

鈴木:ありがとうございました。それでは塩谷 先生、よろしくお願いいたします。 **塩谷:**自由民主党 の塩谷立でございます。それぞれお話がありまして、別に誰が何を喋るといったわけではないんですが、私



は最後残った何を喋ろうか、と思いますが、い ずれにしましても、この文化芸術振興基本法10 周年を迎えて、我々は先輩が頑張っていただい たことを、しっかりと推し進めていかなきゃな らん。特に今年は東日本大震災があって、芸術 家の方々、音楽家、それぞれ文化芸術の専門家 の皆さんが、どれだけ勇気と感動を与えていた だけたかということで、この価値はまた見直さ れていると思っております。わが国も21世紀は 文化芸術の世紀だというような思いでこの基本 法をつくったわけでございまして、それからの 経緯というのは、予算については1千億を超えて ある程度までは膨らんできましたが、その後は どうも遅々として進まないような状態。そうい うことと、それからやはり人材育成というのが、 私は重要な点だと思っております。

先ほど来、著作権の問題とか、私的録音録画の問題、それぞれお話がありましたので、私はやはり文化芸術の振興のためには、これから法案化する劇場・音楽堂の法的整備をすべきだということ。これをしっかり推し進めていくことが大事だと考えております。特にわが国はバブルのときを契機に、あちこちに大変立派な文化施設ができて、本当にそれが残念ながら有効に使われていません。これはいろんな問題があると思っておりますが、やはり1つは先ほど来お話がありました予算が大きな課題で、大臣に0.11%から0.5%という言及をしていただいた、これはもうまさに我々の希望でございますから、

大臣が口にしたということは、かなりこれから 期待ができるかと思っておりますが、実際には 非常に厳しい現状の中で、どうこの予算を増や すかということ。そしてそれに伴って先ほど斉 藤先生からも地方の条例を制定する、これも併 せていくことが必要だと思います。

この劇場・音楽堂、やはりここには運営する 音楽監督とか、ディレクター、こういった人材 の養成をしていかなきゃならんと前々から思っ ておりまして、それは特に欧米のそういった施 設において専門家が必ずいて、素晴らしい劇場 等をフルに活用している。

もう1つは、やはりそういう場をもう少し地域の人たちが本当に愛する場所にするためには何が必要か、ということを考えることが大事だと思います。単にこの文化施設、あるいは貸劇場みたいなことではなくて、そこに行くと文化の香りがするとか、芸術の香りがするとか、楽しいとかという場所にいかにするかということ。これをやはり考えていく。そういったことも含めて、音楽監督やディレクターといった人を、これはもう経験を積んでやっていただくことしかないと思いますので、やはりそういうものをいかに充実させるかということ。

そのためには、今かなり厳しい予算の中で、 資金的にはかつては企業のメセナという考え方 があったんですが、今はそれがなくなってきた。 これからはもう一度そういう点を仕組みとして つくる必要があるだろうと。世界経済がこれだ け厳しい中、お金が実はあり余っているような ところがあって、本当の意味で長期的な日本の 発展なり、文化芸術の発展を考えたときに、そ ういったところにいかにしっかり投資させるか という仕組みをつくる必要があると考えていま す。なかなか今の産業自体に投資ができないよ うな経済環境がある中で、一方で資金が使えな いものがたくさんたまっている。これも文化自 体が効果があるという、こういう考え方をこれ からぜひともしていって、その仕組みや制度を 考えることが私は大事だと思っております。

たぶんそれぞれの地方において、先ほども言いましたように、バブル期につくったと思われるような立派な文化施設があって、普通だったら人が集まらないようなところに立派なものがいっぱいあるんです。これをやっぱりいかに使うかということが、今申し上げました人と金をどうするか、ということだと思います。

本来例えば国立劇場というものを、もう少し 何カ所かつくれたらと思いますが、国の予算も なかなかそこまでいかないものですから、残念 ながらそれは難しいと思います。しかし、既存 の立派な劇場と音楽堂がありますから、これを いかに活用するか、これが今後の文化芸術の振 興に大きな役割を果たすと考えております。新



をして、そこに人と予算が集まるような仕組み をつくることが大事だと思っております。今こ の法的整備については検討を進めていると聞い ておりますので、そういったものをしっかりと 受け止めながら、できるだけ早いうちにこの法 的整備をすることが必要だと思います。

そういう中では、やはり自治体との連携、あるいは団体との連携、そしてもう1つは、子どもたちがいかに集まってくるか、という仕組みをつくる。こういうことを実際にできるような環境をいかに整備するか、ということが我々の役割だと思っております。それを地域の皆さんがたと、芸術団体の皆さまがたと、しっかりと構築していくこと、それができる法的基盤をつくるということです。そして、企業も含めて支援の仕組みを考えていくことが、大事だと思っております。それが必ずやわが国のまた新たな発展に向けて大きな大義、役割を果たすでしょう。ぜひ新しいこの考え方で、皆さんがたと知恵を絞っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

鈴木: どうもありがとうございました。古賀誠 先生にいらっしゃっていただいておりますので、 ご紹介申し上げます。ありがとうございます。

それぞれのパネリストの先生がたから、文化芸術10年を検証していただきまして、どのような課題があるのかということを非常に的確なご発言を頂いたと思います。後半はこれからどうするんだ、ということを絡めてお話を申し上げたいと思いますが、実は私も大学で教鞭をとっておりまして、私の教え子には歌手になった人間も、あるいは音楽学校に進んだものも、それからプロの作曲家になったもの、映画監督になったもの、そういうアーティスト、クリエイターという道を、あるいはそれを支える制作者

という道を生涯の仕事として選んだものが、何 人もいるわけでありますけれども、彼らを見て いますと、その道を踏み出すのにものすごく悩 み、そしてその悩みを色々な人たちが背中を押 しながら、勇気を持ってその道に進んで行って くれているわけでありますけれども、日本のこ のクリエーション、創造というものを、これは 人がやるわけでありまして、今の日本の若者が 果たしてこの道に引き続き入り続けて来てくれ るのかどうか、というところに私は大変な危惧 を持っております。多くは小さいころから、あ るいは若いころから精進を重ねてその道を目指 していたにもかかわらず、断念をせざるをえな い。そういうケースも多いわけであります。い かにしてこの道を生涯の道として選んでもらう のか。その環境整備をしていくというのが、私 たちの仕事ではないかな、と痛感をいたしてお ります。

その原資は税金である場合もあるでしょう。 それから超党派でこの6月にまとめていただきま したけれども、わが国はやっと個人の寄付の促 進税制が何とかできました。もちろんこれはま だ必要条件が整ったばかりで、必要十分がなっ ていません。十分な点もつくっていくには大変 難しいことでありますけれども、そうした寄付 ということもあります。

それから著作権の議論について、そうした創作活動に対してきちんと権利が確立をされ、対価というものが得られる。こういったことが合わせ技できちんと整うことによって、すそ野が広がり、この道を目指す人たちが広がる。そして、日本の若者にとって素晴らしい創造環境をつくることができれば、世界中の様々なアーティストも日本を目指して集まってくる。国家戦略をどうしていくのか、こういう課題ではないかなと思います。

しかし現状は、このまま放っておくと、我々は日本語でつくられた映画とか、日本語の歌とか、この先聴き続けることができるのかどうか、こういう危機感があります。私たちがこの素晴らしい芸術作品を鑑賞し続けるためには、制作者対消費者という対立を越えて、この両者がまさに同じ方向に向かって協力をしていかなければいけないと思っております。

先ほども塩谷先生がおっしゃいましたけれども、加えて私も文部科学副大臣を9月から務めておりましたから、この創造的復興、あるいは心の復興という中で、いかにアーティストの皆さんや、芸術活動、あるいはワークショップというものが、未曾有の大震災の中で苦しむ方々、被災された方々を勇気づけていくのか、改めて文化・芸術の力、コアコンピタンスということを痛感をしたわけであります。そうしたことにも資していくわけだと思います。

音楽議員連盟といたしましては、常に文化芸 術推進フォーラムの皆さんと協力をしながら、 今日のこうした議論を踏まえて、そしてこれま での3回にわたるフォーラムを踏まえて、まずは この文化予算の確保にまい進をしてまいりたい。 それから特に著作権に関しては、デジタル時代 が本格的に到来し、10年前と今を比べましても、 デジタルの環境、機器、あるいはそのコンテン ツの制作の手法というものがまったく変わって きております。こうした時代の変化、技術革新 に基づく施策環境の変化というものをきちんと 見据えて、改めてこの著作権のあり方、私たち が引き続き素晴らしい文化芸術に親しむことが できるという観点で、すべての関係者、そして フォーラムの皆さんと音議連としてもこういう 検討の場をぜひつくってまいりたいと思います し、そういうことを深く考えてまいりたいと思 います。

今日は10年を展望するということですが、次の通常国会の音楽議員連盟の重要な課題の一つに、劇場法の件がございます。この劇場法については、ご参加いただいているすべての党のマニフェストの中でも、それぞれの党が掲載しておられますし、文化庁においてもこの一年間、精力的に関係者の多大なるご尽力によっておまとめをいただいて、その最終のプロセスに来ていると思っています。この劇場法については、ぜひ私ども音議連が中心となった議員立法の形で推進をしていくのが、今の色々な政治動向を考えますと成立の可能性が高いのではないかと、個人的には考えておりまして、そうした方向についてもぜひご議論を賜ればと思います。

そのときに、なぜ劇場法をつくるのかと。劇 場、あるいは舞台芸術を振興していく、アー ティストを育てていく、色々とあるわけです が、私が思いますに、いわゆる英語でいう「シ アター」というものと、日本語の「劇場」とい うものは少しニュアンスが違うというのを感じ ております。つまり劇場というのは、そこで育 ち、そこでつくり、そこから発信する人の存在 があって初めてシアターであり、劇場なわけ であります。シアターというのは、当然そこに 集い、そして集まる人々の雰囲気というものを シアターと言い、そしてその人たちが利用して いく環境が、色々な音楽堂であったり、舞台で あったりするわけであります。まさに人とこの 器、一体となったものが「シアター」と、こう いうふうに完全に理解されているわけでありま すが、劇場といったときに、どうしても人の部 分が、ハードをもって劇場というとらえられ方 があるか?そうではない、劇場とは何であるか、 ということをきちんと法的にも定義をし、そし てそうしたヒューマンと、ソフトと、ハードとが 一体となった創作活動。そして創作とともに人

材の育成ということ。人材の育成はつくり手の育成ということもありますけれども、その支え手といいますか、支える側、あるいはそれを鑑賞していく、そういった様々な人材の育成の拠点として、そうしたネットワークの起点としての劇場というものに対して、色々な支援を頂くという意味で、この劇場法という法律の形での制定というものが必要ではないかなと考えているところでございます。

後半は、今後の音議連、あるいは文化芸術推 進フォーラムの取り組むべき方向について、今 度は塩谷先生から一言ずつコメントを頂ければ と思いますので、よろしくお願いいたします。

塩谷:文化芸術振興ついては、今鈴木先生から お話があったように、これからいかにそういう 機会を多く得て、子どもたちにも常に素晴らし い文化芸術の経験をしていただくのが大切だと 思っております。実は私は浜松の出身で、音楽、 楽器の町-楽器の町というのは要は製造業でし たから、文化を楽しむ雰囲気がまったくなかっ たですね。それをやっぱり音楽の町にしようと、 企業家のセンスもあるものですから、なかなか 音楽堂もできなくて、この間1990何年かにやっ とホールができて、それからコンクールとか、 色々とやって、やっと10年、20年たって、市民 レベルの音楽祭ができたり、ジャズウィークが できたり、色々やってきました。やはり一朝一 夕にはいかないんですね。ですからやっぱりそ の地域で取り組む情熱と使命と、それがあって 長いある程度の期間、これを考えていかなとい けないと思います。ですから一つ何かイベント をやればそれで済むものでもないし、そして先 ほどもお話ししました、人が集まるようなとこ ろ、そしてどちらかというとただその音楽を聴 く、あるいはその芸術家を観に行く、そういう

ハードなものだけじゃない芸術観というものを つくる。これがまさにコミュニケーションを図 る場所なんだと。地域の人が集まって本当に楽 しく、そして文化を高めるというような、そん なような場をつくることが私は大事だと思って おりますので、そういう意味では時間はかかる かもしれませんけど、やっぱりその時間をかけ た分、それだけまた次なるものができると思い ます。

そういう意味で、劇場法をしっかり制定して、 自分もやっぱり地元の浜松で努力していること が、やっとここにきて少しずつ実ってきたかな、 という実感をしておりますので、そういう経験 もまた特に共有して、ぜひ文化豊かな、そして 伝統文化をしっかり継承できるようにすること が、我々自民党も保守政党としてそういう考え 方でおります。ほかの皆さんがたと協力して頑 張りたいと思います。

鈴木:ありがとうございます。それでは斉藤先生よろしくお願いいたします。

斉藤:鈴木先生から劇場法の話がございました。これは音議連が中心になってぜひ成立をさせたいと思っております。その劇場法を考える上で、私は島根県の出身なんですが、島根県には八雲村(現:八雲町)に「しいの実シアター」というのがありまして、地域の皆さんと一緒になって文化活動をやっています。それからこの間は鳥取県の「鳥の劇場」に行ってきました。この「鳥の劇場」は、まさに廃校になった小学校を利用して劇場をつくって、これもまた地域の皆さんと一体となった活動をしている。先ほどの「しいの実シアター」はまさに八雲村の地域の皆さんで貢献をして、本当に小さな劇場ですけどつくっている。しかしこの2つとも八雲国際芸

術祭とか、鳥取国際演劇祭とか、国際的な活動をしております。それぞれ園山土筆(そのやまつくし)さんと中島諒人(なかじままこと)さんとが中心になって、地域のかたが、例えば子どもとか、地域の小学校に演劇を教えることによって、その子どもたちの表現力がすごく向上している。これが学力向上につながるなど、過疎地ですが、この劇団の存在が地域の活性化には大変役立っているんです。こんな実情を見てまいりました。

先ほど地方自治体の文化振興条例をこれからつくらなければいけないという話をさせていただきましたけれども、劇場法も地域の中で本当に皆さんと一緒につくり上げて、地域の活性化に貢献する。私は選挙区が過疎地ばっかりなものですから、ついつい地域の活性化という方に目が行くんですけれども、そういう形で国の発展に貢献できるような劇場法が成立できると、こういう感想を持っております。以上です。

鈴木:ありがとうございました。市田先生、よろしくお願いいたします。

市田: 先ほどちょっと言い残したことを少し述べたいと思います。文化芸術推進フォーラムの皆さんが掲げておられる要求の一つ一つを見ておりますと、やっぱり文化芸術を享受する側の国民から見ても、世界の今の流れから見ても、大義ある当然の要求だという点に大いに確信を持って、お互いに頑張ろうじゃないかということを私は呼びかけたいというふうに思うんです。例えば、私的録音録画保障金を大企業が支払うこと、これもヨーロッパでは当たり前のルールになっていますし、映画監督の権利もヨーロッパでは今改善が始まりつつあります。

だいぶ昔の文章ですが、昭和63年に芥川也

寸志さんが日本音楽著作権協会を代表して、私 的録音録画問題と報酬請求権制度の導入につい て文章を出しておられます。これを読んでいる と本当に感動しますけれども、こういうくだり があります。「詩人や作曲家たちが音楽を創り、 演奏家のみなさんがその音楽を世に送り出しま す。そして受け手は聴衆であり、視聴者であり、 ホームテーピングする人たちです。この三者の 環の交流こそ音楽の営みであり、その中で音楽 文化は生きて発展していくのです。創り手、送 り手、受け手という循環のなかにこそ音楽の営 みが存在するという原理は、遠い昔も、科学技 術の発達した今日、また将来とも変わりないは ずです」ということを今から20数年前におっ しゃっているんです。至言、名言だと思って私 は感動しました。その中でこうもおっしゃって いるんです。「報酬請求権制度は、企業を悪 者にすることによって成り立つ理論」ではな い。すなわち販売の前に著作権処理にすること で、「ユーザーの自由は確保され、しかも著作 権者等の権利侵害のおそれはなくなる」「ソフ トとハード、文化の経済の両立は、企業の発展 にとっても良い結果をもたらしましょう」―― こういう言い方をされて、メーカーには企業の 社会的責任がある。企業の成熟したあり方とも 関わる問題だという言い方をされていて、大変 共感をしたところです。

もう一つ言いたかったのは、昨年芸団協の皆さんが、野村芸団協会長も自ら街頭に立たれて、文化予算をもっと増やしてほしいというので63万筆の署名が集められました。請願の採択には至りませんでしたが、これが与えた影響というのは非常に大きなものがあったと思っています。文化予算がわずか0.1%だということは、国民の中ではほとんど知られていなかったのに、野村会長やピアニストの中村紘子さんなどが新宿に

立って署名活動をされた。我々はしょっちゅう 署名でああいうところに立ちますけれども、芸 術家の皆さんが、街頭で発言されるというので、 日本の文化予算はわずか0.1%なんだということ を改めて知る機会になり、それが今世論を動か しつつあるという感じがします。先ほど文部科 学大臣も、私はきちんと覚えておきたいと思う んですけど、「0.5%に」ということをおっしゃ いました。必ず守ってもらうように頑張る必要 があると思っております。

それからもう1つ、先ほど新国立劇場の合唱団の問題で、斉藤さんが判決について言われましたが、働く者としてのまともな権利を勝ち取った画期的な判決だったんです。あそこに来るまでに長い道のりがあったということを関係者からお聞きしましたが、これも世界ではもう既に当たり前のルールになっていることであるわけで、私の言いたかったことは、道理と大義のある主張は必ず世論を動かすし、未来に生きると。しかもその時間はそう長くかからない。そこに確信を持とうということを申し上げたかったんです。

最後に3.11の大震災というのは、国民と文化 に大きな被害をもたらしました。いまだに被災 地は大困難を抱えています。同時に、私は3.11

以降、劇的な国民の意識の変化が起こったというところに確信を持ちたいと思っているんです。今までの政治や社会のあり方で果たして良かったんだろうかと。弱肉強食の、そういう新自由主義的なやり方で果たして良かったんだろうかと。効率第一主義が良かったんだろうかと。効率第一主義が良かったんだろうか、ということを改めて考え直して、社会的連帯の必要性、あるいは人と人との絆の重要性、あるいは人と人との絆の重要性、

その中で芸術文化が大きな役割を果たすという 動きも改めて認識が深まったような気がします。 芸術文化に光を当てて、政治がもっと仕事をす るように、私たちも頑張りたいと思います。共 に頑張りましょう、ということを申し上げて最 後とします。以上です。

鈴木:ありがとうございました。それでは服部 先生お願いいたします。

服部:今日は、外務委員会で戦時加算の問題解消について質問したことをご報告したわけですけれども、最初外交はあまり文化に関係ないように思っていたんですけど、よく考えたら文化がわかってなかったら外交なんかできませんよね。そう思いません?相手がどういう文化価値を持っているかわからず外交できないなと、今改めて思ったりしているわけですけれども、また外務委員会でこういうことを聞いてみろ、ということがあったら、またぜひ教えていただいて、頑張っていきたいと思います。

もう一つ、前大阪府知事、現大阪市長橋下 さん。これは皆さんの評価がどうかはわかりま せんが、一番先にやることは文化予算を切り捨 てることなんですよね、この人。ほんとに。私



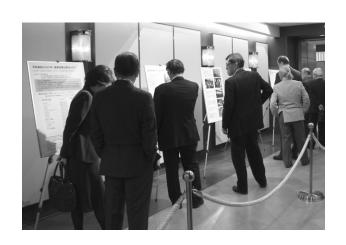
は文化というのは、大阪の例でもアイデンティ ティと言えるし、まさに誇りとも言える。ある いは生きざまと言える。それはなぜそういうか と言うと、大阪にはいろんな人間が、ちゃんぽ んのように混ざってるんですよ。ですからそう いうことを考えたときに、橋下さんが文化予算 をいの一番に切り捨てるのが、大阪府・大阪市 の再建と思われているとすれば、これは大きな 勘違いであって、そういう意味でいえば、この 政治家というのは大したことないなと。だから やっぱり政治家がどういう文化理念を持ってい るかという、その根本から問いながら、そして 予算、今日も皆さんと一緒にまた、成功してい るから飯が食えるんじゃなくて、その中で本当 に下積みして頑張っておられる業界の皆さんが、 本当にこの文化芸術活動で飯が食えるような、 そんな日本になるように皆さんと一緒に頑張っ ていきたいと思います。どうもありがとうござ いました。

鈴木: ありがとうございました。渡辺孝男参議院議員、そして横光克彦衆議院議員、林久美子参議院議員、高松和夫衆議院議員がおみえになってございますので、ご紹介を申し上げたいと思います。

今日は本当に皆さまがたありがとうございました。あっという間に1時間たってしまいました。今年は本当に大変な年でございました。そしてまた今なお復旧・復興に全力を挙げていかなければなりません。今年の色々な出来事が我々に示していることは、もう大量生産、大量エネルギー消費、そして大量流通、大量廃棄、こういう物質至上主義文明、もちろん物は大事なんですけれども、そういう文明から卒業せざるをえない、しなければならない。まさにパネラーの先生が異口同音に言われておりますけれども、

これからはまさに絆、あるいはコミュニケー ション、こうしたことを最も大切にする、そうし た文明文化社会、立法をつくっていかなければ ならない。そういう歴史の節目にあろうかと思 います。そうした時代を生み出していくのはま さに文化芸術であるということを、今日改めて 確認をさせていただきました。しかし文化芸術 というのは、それをつくっていく、あるいはそ れを広めていくリスク、そして長期的な投資と いうものが伴います。どうしても勝者総取りの 中で、こうしたリスクを負っていくための社会 制度設計、あるいはそのための報酬配分、こう したことを私たちも一生懸命皆さんとともに勉 強し、そして一つ一つ実現をしてまいりたいと 思います。そのための今日は大きな一日になり ますことを、ご祈念を、皆さんと一緒に誓い合 いまして、このシンポジウムを閉じさせていた だきたいと思います。ご協力とご清聴、誠にあ りがとうございました。

簗瀬:ありがとうございました。大変素晴らしいそれぞれのご発言があったと思います。今一度5名のパネラーの皆さんに盛大な拍手をお願い申し上げます。



文化芸術振興基本法10年の成果と積み残された課題

超党派音楽議員連盟の提案により文化芸術振興基本法が制定され、本年12月7日で10年を迎えます。この間、芸能法人源泉税の廃止、公益法人税制、寄付金税制の充実、さらに基本法の第3次基本方針が本年2月に閣議決定され、新たな助成制度の構築と実演芸術拠点の整備の検討が謳われるなど徐々に文化芸術政策を充実する仕組みが整備され、文化予算も少しずつ増額が図られてきました。

一方、文化の振興、芸術創造を促す著作権法については、保護期間の延長、映画監督の著作権など永年の懸案は解決されていないばかりか、その上、デジタル機器の発展とインターネットでの音楽、映像等の利用の急速な拡大が私的録音録画補償金制度の空洞化を引き起こし、創造サイクル基盤の脆弱化が進むなど課題がより深刻化しています。

また、地方公共団体では文化振興条例制定が進む一方で文化関係予算は減少しています。昨年、国家予算に占める文化予算の割合を0.11%から0.5%へ増額を求める63万筆の国会請願署名が寄せられましたが、文化芸術の振興施策の充実への国民の期待は大きなものがあります。

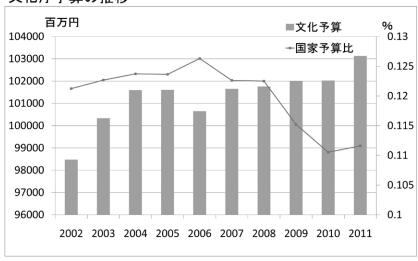
基本法制定10年の節目を迎え、この10年を検証し、これまでの成果と積み残された課題について整理しました。

- 文化庁予算:文化芸術振興基本法制定後に増加するも、その後横ばい
- 厳しい地方自治体の文化行政
- デジタル化時代に対応できない私的録音録画補償金制度
- 映画・映像の創作者は誰? 奪われた映画監督の著作権
- 世界の流れに遅れる著作権保護期間の延長
- 平和条約から60年、戦時加算義務は解消されず
- 「もっと文化を!」60万国会請願署名を生かし、文化芸術政策の充実を

文化庁予算

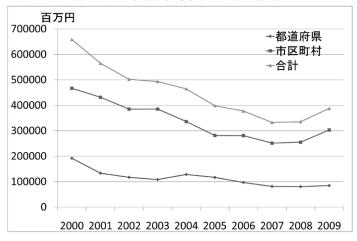
文化芸術振興基本法制定後に増加するも、その後横ばい

文化庁予算の推移



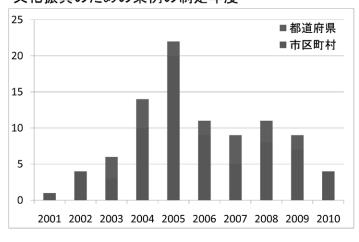
厳しい地方自治体の文化行政

地方自治体の文化関係経費集計額の推移



文化振興条例のある地方自治体数		
都道府県	24	
市区町村	76	

文化振興のための条例の制定年度



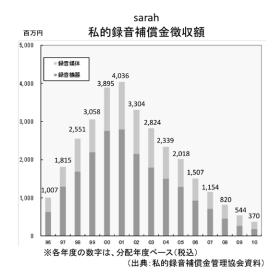
文化振興のための条例のある都道府県



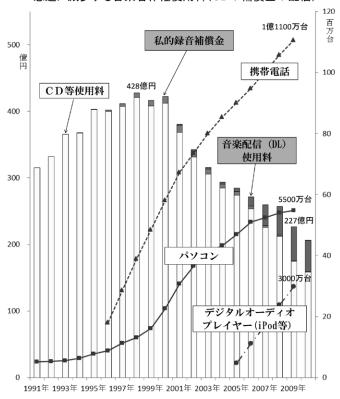
デジタル化に対応できない私的録音録画補償金制度

<私的録音録画補償金制度とは>

- ■1993年にスタート、デジタル方式による私的な録音、録画による影響を補償する制度。
- ■録音や録画を行う「専用機器」「専用メディア」を補償金の課金対象とする。 「機器」と「メディア」が別体となっていることを前提とするため、PCや iPod に 代表されるように「機器」と「メディア」が合体した製品は、実際に録音 録画 に使用されているにもかかわらず、補償金の対象とはならない。
- ■補償金の「支払義務者」は、録音や録画を行うユーザーとされ、「機器」や「媒体」の販売価格に上乗せされて徴収されるが、実質的にはメーカーが負担しているにもかかわらず、メーカーは、補償金徴収のための「協力義務」を負っているに過ぎない。(日本以外ではすべてメーカーが支払義務を負う)



急速に減少する音楽著作権使用料(CD+補償金+配信)



<問題点>

●録音補償金

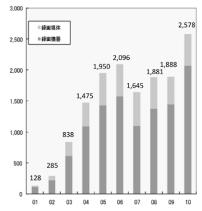
制度が対象とする機器と、実際に録音に使用される機器の乖離が進んだ結果、徴収される補償金額が激減。

●録画補償金

対象機器の乖離の影響に加えて、メーカーが負う「徴収への協力義務」には法的強制力がない等の主張を行って補償金の徴収支払いを拒否するメーカーとの間で現在係争中。

SARVH

私的録画補償金徴収額



※各年度の数字は、分配年度ベース(税込)
(出典:私的録画補償金管理協会資料)

新たな機器、配信の推移

1992年	ミニディスク	(MD)	発売

2001年 iPod発売

2002年 Winny登場 着うた配信開始 Amazonマーケットプレイス開始

2004年 着うたフル配信開始

2005年 iTunesMusicStoreサービス開始 YouTubeサービス開始

2007年 iPhone発売

2010年 iPad発売

折れ線グラフは、以下情報に基づくレコード協会推計 【携帯電話】携帯電話契約件数((社)電気通信事業者協会公表) 【パソコン】一般世帯主要耐久消費財等の保有数量(内閣府公表)及び 世帯数(国勢調査)

【DAP】 出荷台数累計(「情報メディア白書2011」)

映画・映像の創作者は誰?

奪われた映画監督の著作権





1969年6月18日に行われた映画監督のデモの様子(衣笠貞之助、内田吐夢、五所平之助、稲垣浩各監督他)

- ・1969年4月 閣議決定の「著作権法案」に反対声明。映画監督の著作権のあり方について見直しを求める衆参 両院議長あて請願書、文教委員会あて意見陳述希望申出
- ・1970年2月「著作権法案」国会再提出。協会代表が文教委員会で意見陳述 法案が衆・参両院通過。附帯決議=「映画の著作権の帰属等について積極的検討を加えるべき」
- ・1992年3月著作権審議会第1小委員会の「まとめ」公表。「映画の二次的利用に伴う映画 監督等の権利」につき 文化庁が関係者間の協議を積極的に支援すべきであるとの内容。
- ・1992年5月「映画の二次的利用に関する調査研究協議会」が発足したが、結論出ず。
- ・1997年9月 WIPO「視聴覚実演の保護に関する議定書」 の専門委員会で検討開始
- ・1997年11月 文化庁に「映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会」(映像懇)設置、1999年8月よりワーキンググループによる検討が行われたが、結論出ず。
- ・2000年12月 WIPO「視聴覚実演の保護に関する条約」外交会議で採択されず
- ・2011年 WIPO「視聴覚実演の保護に関する条約」の外交会議を開催することを決定



出演 1 小泉 7 中日 - 在野北市 - 石田北市 - 田田北市 - 野田市 - 野田市 - 田田市 - 田田 - 田田市 - 田田市 - 田田 - 田 - 田 - 田田 - 田田 - 田 -



日本映画監督協会創立70周年記念映画「映画監督って何だ!」より(2006年)

世界の流れに遅れる著作権保護期間の延長

ベルヌ条約加盟国 保護期間一覧

(空欄は保護期間50年) (2011年6月現在) 地域アジア 名 国 名 アンチグア・バーブーダ 保護期間 地 中米・カリブ インド インドネシア 韓国 (18か国) (21か国) エルサルバドル エルサルバドル キューバ グアテマラ グレナダ コスタリカ ジャマイカ セントクリストファー・ネイビス セントビンセント・グレナディーン セントルシア ドミニカ共和国 ドミニカ田国 × 北朝鮮 75年 北朝鮮 シンガポール スリランカ タイ 中華人民共和国 70年 70年 70年 日本 75年 パキスタン バキスタン バングラデシュ フィリピン ブータン ブルネイ・ダルサラーム ベトナム マレーシア トミーカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トパゴ ニカラグア ハイチ パナマ バハマ 70年 70年 バハマ バルバドス ベリーズ ホンジュラス メキシコ アルゼンチン ウルグアイ エクアドル ボイアナ モンゴル アラブ首長国連邦 中近東 アラノ目長国連 イエメン イスラエル オマーン カタール サウジアラビア (11か国) 75年 70年 100年 南米 (12か国) 70年 ゴクアトル ガイアナ コロンビア スリナム チリ シリアトルコ 70年 80年 ヨルダン 70年 チリ パラグアイ ブラジル レバノン アゼルバイジャン 70年 70年 NIS諸国 アセルハイシャ アルメニア ウクライナ ウズベキスタン カザフスタン キルギス グルジア タジキルージ (11か国) ベネズエラ 60年 ベネズエラ ペルー ボリビア アルジェリア エジプト ガーナ カーボベルデ ガポン カメルーン 70年 70年 70年 アフリカ (43か国) 70年 70年 ベラルー モルドバ モルドバロシアアイルランドイギリス イタリアエストニアオーストリアオランダキブロスギリシャーディ 70年 70年 ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア EU加盟国 70年 70年 ケニア コートジボワール コモロ連合 70年 70年 99年 コモロ連合 コンゴ コンゴ民主共和国 ザンビア ジブチ ジンバブエ 70年 70年 70年 70年 キリシャ スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア 70年 70年 スーダン スワジランド 赤道ギニア セネガル タンザニア チャド 70年 70年 スロベニア チェコ デンマーク ドイツ ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポートンド ポルトタ 70年 70年 70年 70年 ウベト 中央アフリカ チュニジア トーゴ 70年 70年 70年 トーコ ナイジェリア ナミビア ニジェール 70年 70年 70年 ボルトガル マルタ ラトピア リトアニア ルーマニア ルクセンブルク アイスランド アルバニア アンドラ クロアチア スイス セルピア ノルウェー 70年 70年 ブルキナファソ 70年 70年 ホッケッ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ モーリシャス モーリタニア 70年 70年 70年 ヨーロッパ 70年 70年 70年 (EU加盟国以外) 70年 70年 70年 モロッコ リビア リベリア 70年 70年 ノルウェー バチカン ボスニア・ヘルツェゴビナ マケドニア モナコ モンテネグロ リピテンシュタイン アメリカ合衆国 カナダ ルワンダ レソト 70年 70年 オーストラリア サモア 70年 大洋 70年 · (6か国) サモア トンガ ニュージーランド フィジー ミクロネシア 計 164か国 70年 70年 北米 70年 (2か国)

(70年以上 70か国)

平和条約から60年、戦時加算は解消されず

1951年9月 「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)調印(批准は46ヵ国)

1952年4月 平和条約発効

日本に著作権保護期間の「戦時加算」が義務付けられ、 「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」が施行された

日本における戦時加算とは

第2次世界大戦後、平和条約に署名した連合国の国民が、第2次世界大戦前または 大戦中に取得した著作権について、戦争期間中日本国が連合国民の著作権を保護 していなかったという根拠に基づき、通常の保護期間に戦争期間(1941年12月8日あ るいは著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日まで)の実日数を加算 するもの。

戦時加算が課せられているのは、日本だけ

第2次世界大戦の敗戦国(ドイツ、イタリア)は、課せられていない

【戦時加算対象国】	【批准日】**1	【最大加算日数】	
イギリス	1952年1月3日	3,794日	
オーストラリア	1952年4月10日	3,794日	
カナダ	1952年4月17日	3,794日	
フランス	1952年4月18日	3,794日	
スリランカ(セイロン)	1952年4月28日	3,794日	
ブラジル	1952年5月20日	3,816日	
オランダ	1952年6月17日	3,844日	
ノルウェー	1952年6月19日	3,846日	
ベルギー	1952年8月22日	3,910日	
南アフリカ連邦	1952年9月10日	3,929日	
ギリシャ	1953年5月19日	4,180日	
ニュージーランド	1952年4月10日	1,607日 ^{※2}	
パキスタン	1952年4月17日	1,393日 ^{※3}	
レバノン	1954年1月7日	2,291日 ^{※4}	
アメリカ合衆国	1952年4月28日	3,794日 ^{※5}	
		以上15カ国	

^{※1} 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(ベルヌ条約)加盟国のうち、1952年4月28日以前に平和 条約を批准している国については、戦時加算の対象となっている。

^{※2 1907}年9月イギリス連邦内自治領となり、1947年11月に独立。1947年12月4日にベルヌ条約ローマ改正条約に加盟。ベルヌ条約加盟の日以降に権利を取得した日から平和条約発効の前日(4月27日) までの日数が戦時加算として加算される。

^{※3 1947}年8月イギリス領インドから独立。1948年7月5日にベルヌ条約ローマ改正条約に加盟。ベルヌ条約加盟の日 以降に権利を取得した日から平和条約発効の前日(4月27日)までの日数が戦時加算として加算される。

^{※4 1943}年11月フランスから独立。1947年9月30日にベルヌ条約ローマ改正条約に加盟。ベルヌ条約加盟の日以降 に権利を取得した日から平和条約発効の前日(4月27日)までの日数が戦時加算として加算される。

^{※5} ベルヌ条約国ではないが、二国間条約があったアメリカ合衆国も戦時加算の対象国である。

「もっと文化を!」キャンペーン

63万国会請願署名を生かし、文化芸術政策の充実を

2009年 冬 新政権は、政府は事業仕分けを実施し、文化予算削減の方針を決定

2010年 2月 芸団協は「実演芸術の将来ビジョン」プロジェクト発足させ対応検討を開始

4~5月 文化政策関連の連続ラウンドテーブルを開催

6月「実演芸術の将来ビジョン2010」を発表

7月 もっと文化を!キャンペーン「国家予算に占める文化予算の割合を0.11%から0.5%へ」 国会請願署名を開始

8月 「文化芸術を軸とする総合的な政策の推進を成長戦略とするため平成23年度文化関連予算の増額に関する要望」を関係省庁大臣、民主党幹事長、政策調査会長に提出

10月 17日 街頭キャンペーン

19日 フォーラム「文化芸術を国の政策の基本に~心豊かな国、世界に誇れる国へ」

12月 2日 紹介議員の要請、「キャンペーンの集い」(衆議院講堂)を開催

2011年 8月 31日 衆議院文部科学委員会(431,683筆)、参議院文教科学委員会(192,118筆)に 提出された「国家予算に占める文化予算の割合を〇・一一%から〇・五%に増やすことに関する請願」については、いずれもその採否の決定が保留となった。

> 10月 20日 中川正春文部科学大臣に「平成24年度予算および税制改正に関する要望」 を提出

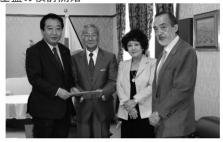
- ・能楽堂における固定資産税等の減免措置の2年延長
- ・新たな助成制度の導入/劇場・音楽堂の法的基盤の検討開始



新宿MOA4番街での街頭よびかけ(2010.10.17)



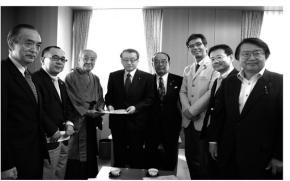
国会請願署名の提出(2010.12.2)



野田佳彦財務大臣(当時)に要望書を提出(2010.8)



フォーラム「文化芸術を国の政策の基本に」(2010.10.19)



中川正春文部科学大臣に要望書を提出(2011.10.20)

【文化芸術推進フォーラムとは】

2002 年 1 月 29 日、前年の文化芸術振興基本法成立を支援した舞台芸術、音楽、映画等、文化芸術に関わる芸術関係団体が集い、文化芸術振興基本法推進フォーラムを発足させました。2003 年 4 月 1 日より、同フォーラムは「文化芸術推進フォーラム」と名称を変更し、現在は 12 の団体で構成されています。文化芸術が社会において果たしうる役割を十二分に発揮していくことを目指し、同法の理念の浸透、啓発、政策提言などの活動を行っています。議長は野村萬(能楽師/社団法人日本芸能実演家団体協議会会長)。

【推進フォーラム 構成団体 (13団体)

(社団法人)日本芸能実演家団体協議会 会長 野村 萬 http://www.geidankyo.or.jp/

(一般社団法人) 日本音楽著作権協会 会長 都倉俊一 http://www.jasrac.or.jp/

(一般社団法人) 日本レコード協会 会長 北川直樹 http://www.riaj.or.jp/

(一般社団法人) 日本音楽出版社協会 会長 谷口 元 http://www.mpaj.or.jp/日本音楽作家団体協議会 会長 服部克久

芸術家会議 会長 伊藤京子

- (社) 日本オーケストラ連盟 理事長 児玉幸治 http://www.orchestra.or.jp/
- (社) 日本クラシック音楽事業協会 会長 関田正幸 http://www.classic.or.jp
- (財) 音楽文化創造 理事長 嶋崎 譲 http://www.onbunso.or.jp
- (協) 日本映画監督協会 理事長 崔 洋一 http://www.dgj.or.jp/
- (協) 日本シナリオ作家協会 理事長 西岡琢也 http://www.j-writersguild.org/ 芸術文化振興連絡会< PAN > 代表運営委員 福島明夫

文化芸術振興基本法制定 10 周年記念 シンポジウム 講演録

発行日● 2012 年 3 月 31 日 発行所●文化芸術推進フォーラム

〒 160-8374 東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 2F

tel: 03-5909-3060 fax: 03-5909-3061

e-mail: sforum@geidankyo.or.jp

http://www.geidankyo.or.jp/06gei/s-forum/index.html

デザイン●株式会社アルファデザイン

主催:音楽議員連盟/文化芸術推進フォーラム

【文化芸術推進フォーラム 構成団体】(社)日本芸能実演家団体協議会/一般社団法人日本音楽著作権協会/一般社団法人日本口工下協会/一般社団法人日本音楽出版社協会/日本音楽作家団体協議会/芸術家会議/(社)日本オーケストラ連盟/(社)日本クラシック音楽事業協会/(財)音楽文化創造/(協)日本映画監督協会/(協)日本シナリオ作家協会/芸術文化振興連絡会<PAN>

